

令和4年度第47回関東中学校柔道大会実施における
新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する方針
(R4.8.2版)

令和4年度第47回関東中学校柔道千葉大会
実行委員会

I 基本方針

参加する選手、監督、大会役員等、大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項と考え、公益財団法人全日本柔道連盟が作成した「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針（Ver 6）」を遵守し、令和4年度全国中学校柔道福島大会実施における新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する方針に基づき、対策を講じたうえで令和4年度関東中学校柔道千葉大会を開催する。なお、大会開催可否の判断については、関係機関と協議のうえ判断する。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、適宜見直すことがあり得ることにご留意ください。

II 大会前後の留意事項及び大会への参加制限について

大会前の留意事項

- ・手洗いや消毒の励行、練習相手の限定、練習場所の換気や消毒など、感染防止に最大限努めること。
- ・選手、引率者等は、感染のリスクを避けて行動すること。
- ・各校の責任において選手の健康管理を充分に行い、健康状態に問題が無いことを確認した上で大会に参加すること。

大会への参加制限

<選手の試合参加の入場可否の基準>

7 日前	6 日前	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	当日
記録開始							入場日 (計量)
× 2 日以上発熱 ^{注1)} ・諸症状あり ^{注2)}				× 1 日でも発熱・諸症状あり			
× 健康記録表や誓約書など大会が必要とした書類を提出しない							

注1) 発熱の基準は、37.0 度以上とする。ただし、平熱が 37 度前後の場合は、平熱+0.5 度までは参加を認める。平熱は直前 7 日間の平均値とする。

注2) 諸症状とは健康記録表に掲げるいずれかの項目を指す。

※出場チームにおいては、出場選手が 1 人でも有症状のために試合参加不可となった場合、チーム全体として試合を辞退することが望ましい。

- 1) 団体戦の試合出場は原則不可と判断します。
- 2) 個人戦でも試合 2 日前以降に有症状者と練習していた選手は出場不可とします。

※大会 7 日前以降に選手自身が COVID-19 に感染、または保健所から濃厚接触者に認定された場合はいかなる状況においても大会参加は認められません。

※ただし、チーム内に COVID-19 感染者・濃厚接触者が出たものの、選手自身が感染者でなく、保健所から濃厚接触者に認定されていない場合、保健所からの濃厚接触者認定が遅滞している場合や保健所が認定を行わない場合には下記の条件を全てクリアした場合に限り練習を再開でき、かつ大会への出場を認める。

- 1) 構成員が COVID-19 に感染した場合、または構成員が COVID-19 の濃厚接触者となった場合に從って所属（学校、事業所など）が練習を継続できると判断し、大会に出場しても感染を広げないと判断し

た。濃厚接触者の定義として、判断のポイントとして、感染者の発症（検査陽性）の2日前以降に感染者とマスクなしで組み合った練習、会話をした者、感染者と一緒に食事をした者、寮などで同室で過ごした者は感染している可能性が高いと考えます。

- 2) 大会前のPCR検査等の実施については、大会主催者が判断する。PCR検査等を実施する場合は、陰性であった場合に限り大会への出場が認められる。検査の方法や時期は、大会主催者が決定する。

<大会前にチーム内に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応表>

大会の前日に計量を行う場合は、下記表の大会を計量日に置き換える。

状況	大会出場
1. 出場予定選手自身が大会 11 日前以前に感染、または 6 日前以前に濃厚接触者に認定された場合（大会当日に、感染者においては療養解除になっていること、濃厚接触者においては自宅待機期間が終了していること）	○
2. 出場予定選手自身が大会 10 日前以降に感染した場合。	×
3. または 5 日前以降に濃厚接触者に認定された場合 ※最終接触日を0日とし、大会前日及び当日に検査で陰性であること	左記※の条件を満たせば○
4. 大会6日前の時点でチーム内に感染者が居た場合、または5日前以降にチーム内に感染者が発生した場合 ①濃厚接触者に認定されず、大会に出場しても感染を広げないと所属(学校、事業所など)が判断した場合 ②大会3日前にPCR検査でまたは大会前日の抗原検査で陰性であること	左記①、PCR検査を実施する場合は①および②の条件を満たせば○
5. 大会 7 日前以降にチーム内に濃厚接触者がでた場合、または自宅や寮等で共に生活する者（下記※参照）が感染した場合 ・濃厚接触者となった者、感染者と生活を共にしていた者は上記4と同様 ・その他の選手については、大会に出場しても感染を広げないとチームが判断した場合は出場可（判断が難しい場合は、大会主催者に相談すること）	左記参照

※「自宅や寮等で共に生活する者」の定義 ・同居する家族 ・感染者と寮内で同部屋・食事などを共にしていた者（指針「寮の感染管理」を参照し、規定が守られていれば該当しない）

入場に関わる提出書類について

◆選手・付添・生徒役員

①参加同意書（学校ごとに受付時に提出すること）

②直前7日間（当日分も含む）の健康記録表（様式は各校のものでよい）

※②については受付時に提出は求めないが、事務局に提出を求められた場合速やかに提出できるよう準備し、大会期間中も継続して記録を残すこと。

◆来賓・大会役員・審判・監督・コーチ・引率保護者・視察員・見学者・その他

①健康状態報告書（受付時に提出。※監督・コーチ・引率保護者については学校ごとにまとめて提出）

受付後

- ・受付後に新型コロナウイルスの感染が確認された選手や引率者等，濃厚接触者であることが確認された選手や引率者は大会への参加を認めない。また，風邪の症状（例：発熱・咳・咽頭痛など）がある選手や引率者等の大会への参加については認めない場合がある。
- ・受付後に新型コロナウイルスの感染が確認された選手や引率者等，濃厚接触者であることが確認された選手や引率者等の該当者がいる所属校の選手全員のその後の大会への参加は認めない。
- ・感染予防処置を遵守できない者は，他の参加者の安全を確保するために参加取消や途中退場を求めることがある。（入場に関わる提出書類の虚偽記載，マスク着用・手洗いや消毒の指示に従わない，大声を出す，身体間距離を確保しない，飲食時の感染予防を行わない等）

大会後の留意事項

- ・大会参加後1週間において，その期間内に新型コロナウイルス感染が確認された場合は，大会実行委員会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。また，濃厚接触者特定のために健康記録表が必要となるため，大会終了後も1か月程度保管しておく。

Ⅲ 大会運営における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

- (1) すべての関係者に対し，屋内では常時マスクの着用を義務づける。ただし，試合を行う選手についてはこれを除外する。（試合時のみ）
- (2) 会場入口にサーマルカメラを設置する。
- (3) 会場への入場は，事前に申請した者のみ，入場を許可する。練習会場への入場は，選手・監督・コーチ・帯同者のみ入場を許可する。
- (4) すべての関係者に対し，会場入場時の手指消毒を義務づけるとともに，会場内においても適宜手指の消毒を求める。また，各試合場に抗菌マットを設置し，畳に上がる前の足裏消毒を義務づける。
- (5) 定期的に試合会場・練習会場の畳の消毒を行う。
- (6) 身体的距離を確保しての会場配置や待機場所の設置，参加者の動線等について，感染防止に配慮した対策を講じる。
- (7) ベンチからの大声での指示や声援は禁止する。また観客席からの声援も禁止する。
- (8) 試合用赤白帯については，各校での準備とし，実行委員会で準備はしない（都県委員長は予備を準備しておくこと）。

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対策に係る大会運営上の変更点

1 受付の分散

- ・時間差での分散受付とする。

2 開会式・閉会式の省略及び簡略化

- ・開会式，表彰式，閉会式は実施しない。

3 表彰式の簡略化

- ・表彰式は行わず、入賞は放送での紹介のみとし、賞状や盾、メダルは各校で受け取る。

4 柔道衣点検の簡略化

- ・8日の柔道衣検査の際はIJFマーク・認証番号の確認のみ行う。なお試合途中で疑義が生じた場合は、各試合場において審判員が計測器を用いて検査する。規格不適合と判断された場合は、同校の別の柔道衣（規程にあったもの）に着替えさせて試合を行わせる。代替の柔道衣がない場合は、相手選手の「棄権勝ち」とする。

5 練習会場利用者の限定及び分散化

- ・時間及び会場を指定して実施する。
- ・今大会における付き添い選手の参加は認めない。
- ・練習会場への入場は、選手・監督・コーチのみ入場を許可する。
- ・IDがない者の入場は許可しない。

6 計量時間の分散化

- ・時間差での分散受付とする。

7 試合場（武道館メインアリーナ）への入場制限

- ・IDでの入場制限を行う。

8 試合場の定期消毒の実施

- ・定期的な消毒作業を入念に行う。

9 見学者について

- ・事前申請による申し込みのみとし、当日の申し込みは行わない。なお、事前申請があっても、健康状態報告書がない（記載不備含）者の入場は許可しない。

10 観客について

- ・会場の利用人数制限規定に準ずる。

感染拡大防止対策の周知徹底について

上記の基本方針については、事前時に大会HPに掲載することで周知する。なお、出場校及び大会関係者に対しては、文書にて周知徹底するものとする。